

請求申請 FAQ

No.	事項	質問	回答
1	過年度分支出	請求時期を過ぎてしまった場合、施設等利用費は請求できないのでしょうか。	請求時期を過ぎても、認定を受けている期間内で「確認」済みの認可外保育施設等の利用であれば、遡って請求することが出来ます。ただし、施設等利用給付を受ける権利は子ども・子育て支援法第78条第1項により、施設・事業の利用月の翌日1日から2年を経過すると、時効により消滅します。消印の日付ではなく、書類到達日が時効の基準となるためご注意ください。
2	請求書	施設等利用費請求書に間違えて内容を記載してしまいました。修正液は使えますか。	使用できません。間違えた場合は、二重線で修正の上、上から訂正印(押印と同じ印)を押してください。
3	請求期間	施設等利用給付認定の認定日前の期間は請求できますか。	認定日より前の利用分は請求できません。また、認定の有効期間内が対象となりますので、認定の有効期間にご注意ください。
4	請求先	居住している自治体とは別の自治体の認可外保育施設等を利用している場合、どのように請求するのでしょうか。	居住している自治体とは別の自治体にある認可外保育施設等を利用している場合であっても、居住している自治体に施設等利用費を請求することとなります。なお、ここでいう居住地は、住民票の有無にかかわらず居住事実が認められる場所をいい、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所をいいます。
5	無償化対象施設	認可外施設等は何の施設でも無償化の対象になりますか。	対象の施設と対象でない施設があります。当該施設・事業者が自治体に「確認」の手続きを終えている施設が対象となります。確認手続きが完了している施設・事業者については、施設所在地の自治体にご確認ください。なお、豊島区で確認が終了した施設・事業者等は区HPに掲載しております。
6	委任状	請求者と振込先口座名義が異なる場合、どうしたらよいでしょうか。	施設等利用費請求に係る委任状兼指定書に必要事項を記載の上、ご提出ください。
7	日割り	月途中で認定期間が開始もしくは終了する場合や区市町村間での転出入があった場合等、支給額は日割りになりますか。	日割して支給することがあります。詳細は請求担当者へお問い合わせください。
8	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、どのような内容であれば施設等利用給付の対象になるのでしょうか。	原則として、「預かり」が対象となります。「預かり」と併せて利用される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから施設等利用給付の対象となりますが、「送迎」のみの利用は対象外となります。